

# 人がつかうから安全に 人がつくるからやさしく

## 公/共/的/施/設/の/整/備/例

### 建築物

#### 出入口

- 出入口の幅は、80cm以上としてください。
- 出入口には段を設けないで、ドアは、自動ドアか車いす使用者が円滑に開閉し、通過できる構造としてください。
- 出入口から受付にいたる経路には、視覚障害者誘導用床材を適切に敷設するか、音声誘導装置を設置してください。
- カウンターを設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用できる構造のものを1以上設けてください。



### 建築物

#### 廊下・階段

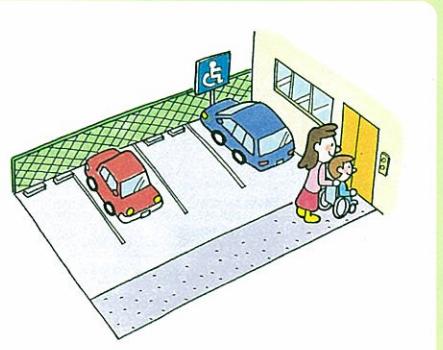
- 廊下の幅は、120cm以上とし、床は滑りにくいものとしてください。
- 階段には手すりをつけてください。階段に接する廊下、踊り場には、点状注意喚起床材を敷設してください。
- 階段は、回り段にしないでください。
- 段は識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造としてください。



### 建築物

#### 敷地内の通路・駐車場

- 敷地内や駐車場内の通路の幅は、120cm以上としてください。
- 敷地内通路はぬれても滑りにくいものとし、視覚障害者誘導用床材を適切に敷設してください。
- 高低差がある場合は、傾斜路または車いす使用者が利用できる昇降機を設けてください。
- 車いす使用者用駐車場は、建物の出入口に近い部分に設け、その幅員は350cm以上とし、車いす使用者用であることを表示してください。



## 建築物

## 各室の出入口

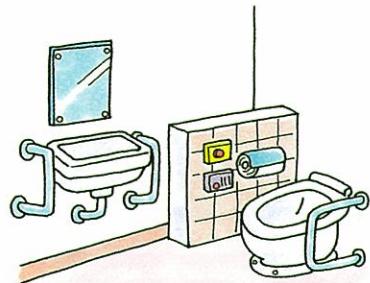
- 出入口の幅は、80cm以上としてください。
- 戸を設ける場合は、自動ドアか車いす使用者が円滑に開閉し、通過できる構造としてください。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないでください。



## 建築物

## トイレ

- 車いす使用者用便房を1以上設けてください。
  - 車いす使用者用便房の出入口の幅は、80cm以上としてください。
  - 戸は、車いす使用者が円滑に開閉し、通過できる構造としてください。
- ※車いす使用者用便房とは、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されたものをいいます。



## 建築物

## エレベーター

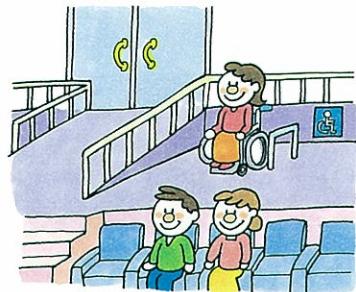
- 2,000m<sup>2</sup>以上の建築物にエレベーターを設ける場合、その1以上は次の構造としてください。
- かごの構造は床面積1.83m<sup>2</sup>以上としてください。(学校、寄宿舎、共同住宅等を除く。)
- かごの出入口の幅は80cm以上、奥行きは135cm以上としてください。
- かご内には、かごが到着する階や出入口の開閉等を音声により知らせる装置を設けてください。
- かご内とロビーに設ける制御装置は、車いす使用者および視覚障害者が円滑に操作できる構造としてください。
- 乗降ロビーの幅および奥行きは、150cm以上としてください。



## 建築物

### 観覧席

- 映画館、劇場などには、1以上車いす使用者用観覧席を設けてください。
- 出入口から車いす使用者用観覧席までの通路に高低差がある場合には、12分の1以下の勾配のスロープを設けてください。
- 車いす使用者用観覧席の幅は90cm以上、奥行きは110cm以上としてください。
- 車いす使用者用観覧席の床は、水平としてください。



## 建築物

### 公衆電話所

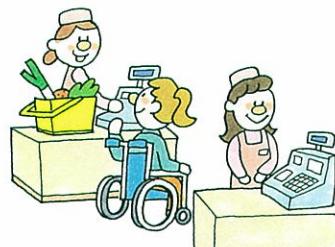
- 出入口の幅は80cm以上とし、戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し、通過できる構造としてください。
- 車いす使用者が円滑に利用できる高さの電話台を1以上設けてください。



## 建築物

### レジ通路

- レジ通路を設ける場合、その1以上は幅を80cm以上としてください。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないでください。



## 建築物

### おむつ替えの場所

- 必要に応じ、ベビーベッド等を備えた、容易に授乳やおむつ替えのできる場所を設けてください。



## 公共交通機関の施設

## 駅・バスターミナル等

- 改札口の1以上は、幅80cm以上とし、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないでください。
  - プラットホームの両端には転落防止柵を設け、縁端には点状注意喚起床材を適切に敷設してください。
  - カウンターや券売機を設ける場合、それぞれの1以上は車いす使用者および視覚障害者等が円滑に利用できる構造のものとしてください。
- ※このほか通路、階段、トイレ等についても「建築物」と同様の整備が求められています。



## 道 路

## 歩道等

- 歩道と車道の段差は、車いす使用者の通行の支障とならないように切り下げ、その勾配は20分の1以下としてください。
- 歩道の巻き込み部、横断歩道に接する部分、立体横断施設および地下歩道の昇降口等には、点状注意喚起床材を適切に敷設してください。
- 歩道の有効幅員は200cm以上とし、平坦性を確保するほか、路面はぬれても滑りにくいものとしてください。
- 排水溝を設ける場合は、杖や車いすのキャスターが落ち込まない構造の溝ぶたを設置してください。



## 公 園

## 出入口・園路等

- 出入口の幅は、180cm以上としてください。
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないでください。
- 園路の幅は、140cm以上としてください。
- 園路にスロープを設ける場合の勾配は、12分の1以下としてください。
- 案内標示を設ける場合は、高さおよび文字の大きさなど表示の仕方に配慮し、障害のある人やお年寄りなどが円滑に利用できるものを1以上設置してください。



## 路 外 駐 車 場

## 駐車場

- 出入口に近い位置に車いす使用者用駐車場を1以上設け、その旨を表示してください。
- 車いす使用者用駐車場の幅員は、350cm以上としてください。

